

熊本県

# 熊本都市計画 区域区分の変更

(計 画 書)

令和 8 年 1 月

熊本県

# 熊本都市計画区域区分の変更

熊本都市計画区域区分を次のように変更する。

## 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

## 2. 人口フレーム

年次 区分	令和 2 年 (基準年)	令和 17 年 (基準年の 15 年後)
都市計画区域内人口	880.5 千人	875.9 千人
市街化区域内人口	741.9 千人	755.4 千人
配分する人口	—	739.4 千人
保留する人口	—	16.0 千人
(特定保留)	—	0 千人
(一般保留)	—	16.0 千人

## 理由書

熊本都市計画区域においては、昭和 46 年 5 月に区域区分を決定して以来、これまで 5 回の定期見直しを行ってきた。今回の第 6 回定期見直しでは、「熊本都市計画区域 第 6 回区域区分定期見直しに当たっての基本方針」を踏まえ、区域マスターplanや市町マスターplanに示された土地利用方針との整合性、及び市街化区域周縁部の宅地化や市街地開発事業の進捗を考慮し、都市的利用の拡大が確実と見込まれる区域を市街化区域へ編入するものである。これにより、人口フレームと土地利用計画の整合を図り、農地保全などバランスの取れた適正で合理的な土地利用を確保し、効率的で質の高い都市整備を推進する。

今回の定期見直しは、令和 3 年(令和 2 年国勢調査)に実施した都市計画基礎調査を基に本区域の人口、産業の規模及び変化傾向を踏まえ、27 地区 332ha について市街化区域に編入、27 地区 45.6ha を市街化調整区域に編入しようとするもの。

(【熊本県】 市街化区域編入： 7 地区 197ha、市街化調整区域編入：なし)

(【熊本市】 市街化区域編入：20 地区 135ha、市街化調整区域編入：27 地区 45.6ha)